

基幹物理学出版差止等請求事件	
事件の表示	平成 22 年（ワ）第 38003 号 判決日：平成 24 年 3 月 1 日 担当部：東京地方裁判所民事第 4 0 部
判決	請求一部容認
参照条文	著 14 条, 19 条, 28 条
キーワード	氏名表示権, 信頼関係の破壊

1. 要旨

本冊を分冊化した分冊において、本冊の著作者以外の名前が表紙及び奥付に表示されており、本冊の著作者名が前付の底本にのみ表示されている点について、著作者は表紙及び奥付等に記載されているのが一般的であるため、本冊の著作者の氏名表示権を侵害すると判断した。また、分冊については、氏名表示権を侵害されたことから債務不履行解除に基づいて、本冊については、信頼関係が著しく破壊されていることから信頼関係の破壊を理由として、出版等の差止めを認めると判断した。

2. 事案の概要

被告会社が出版する書籍（本冊）及びその分冊である分冊Ⅰ及び分冊Ⅱについて、亡Wの相続人である原告X¹並びに原告X⁴が、本件著作物（本冊の本文部分）が亡W及び原告X⁴の共同著作物又は亡Wの原稿を元著作物とする原告X⁴の二次的著作物であるにもかかわらず、被告らが著作者名を被告Y³と表示して分冊Ⅰを出版したことが、亡W及び原告X⁴の氏名表示権を侵害し、これを理由に本件著作物に係る出版契約を解除したなどと主張して、被告会社に対し、原告らの著作権に基づき、本件各書籍の出版等の差止め等を求めた事案である。



本冊の表紙



分冊Ⅰの表紙



分冊Ⅱの表紙

3. 主な争点

- (1) 分冊 I の著作者名表示が適法か否か
- (2) 原告 X4 の氏名表示権の侵害の有無
- (3) 被告会社の出版権原の消滅の有無
- (4) 出版等差止め等の可否

4. 判旨

- (1) 分冊 I の著作者名表示が適法か否かについて

被告 Y3 は、本冊の一部を分冊とする趣旨で、その記述に若干の修正を加えて、分冊 I の原稿を執筆したものであり、分冊 I は、本件著作物の該当部分を複製ないし翻案したものであることは明らかである。本件著作物は、本冊において、その著作者として亡 W 及び原告 X4 の氏名が表示されていたので、分冊 I にも著作者名として表示されなければならなかった（法 19 条 1 項）。しかし、分冊 I の表紙及び奥付には、著作者名として被告 Y3 の氏名が記載されており、亡 W の氏名は記載されていない。かかる分冊 I の著作者名表示は、亡 W の氏名表示権の侵害となる。一方、被告らは、分冊 I の前付に、「底本」として本冊が表示され、「著者 W・X4」との記載がされているから、分冊 I が本冊を改訂した著作物であることが明らかにされており、法 19 条 3 項により、原著作者である亡 W の名を省略することができることを主張する。しかし、書籍の著作者名は、その表紙及び奥付等に「著者」又は「著作者」などとして記載する方法によって表示されるのが一般的であるところ、法 14 条が、著作物に著作者名として通常の方法により表示されている者を当該著作物の著作者と推定すると規定していることにも鑑みると、分冊 I についても、その読者は、その著作者名表示から、著作者が被告 Y3 であると理解するものと解される。そうすると、前付の記載を理由に、分冊 I の表紙及び奥付に、亡 W の氏名が著作者名として表示されず、被告 Y3 が単独著作者として表示されることによって、亡 W がその「創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」（法 19 条 3 項）と認めることはできない。

- (2) 原告 X4 の氏名表示権の侵害の有無について

亡 W が本件著作物の原稿をほぼ仕上げた後、その後、原告 X4 が一部を新たに執筆し、適宜内容の加除訂正を行って、本件著作物を完成させたことが認められ、本件著作物について、少なくとも当該創作部分の著作者としての権利を有すると認められる。原告 X4 が創作を行ったのは、亡 W の死後であり、生前亡 W と原告 X4 が共同で本件著作物を創作することを合意していたこともないため、共同著作物と認めることはできないが、原告 X4 は、本件著作物について、上記創作部分を新たに執筆しているから、その部分については本件著作物を翻案することにより創作した二次的著作物と認められる。したがって、本件著作物のうちの分冊 I に相当する部分について、原告 X4 は、二次的著作物の著作者として著作権及び著作者人格権を有していたと認められ、原告 X4 の氏名表示権を侵害する。

- (3) 被告会社の出版権原の消滅の有無について

平成17年12月に締結された本件出版契約の中に、分冊Ⅰ及び分冊Ⅱの出版に関する具体的な合意が含まれていたと解することは困難であり、分冊Ⅰの出版は本件出版契約に基づくものではなく、本件各書籍はそれぞれ個別の出版契約に基づいて出版されたものであったと認めるのが相当である。したがって、分冊Ⅰの不適法な著作者名表示を理由とする債務不履行に基づいて出版契約を解除する旨の原告らの意思表示により、分冊Ⅰに係る出版契約が解除されたとは認め得るものの、それとともに、本冊及び分冊Ⅱに係る出版契約が解除されたものと認めることはできない。一方、出版契約が、著作者の人格権の対象となる著作物の利用に関する契約であって、当事者間の信頼関係を基礎とする継続的な契約であることを考慮すれば、分冊Ⅰの不適法な著作者名表示によって、原告X4及び亡Wの著作者人格権が侵害され、原告X4及び亡Wの相続人である原告X'がいずれも多大な精神的苦痛を被り、その後、それを理由として、原告らが被告会社に対し、出版の停止や損害賠償等を求めるに至っていたという事情の下では、分冊Ⅰに係る出版契約はもとより、本冊に係る本件出版契約及び分冊Ⅱに係る出版契約についても、契約当事者間の信頼関係が著しく破壊され、もはやその継続が不可能になっていたと認められる。したがって、原告らは、信頼関係の破壊を理由として、分冊Ⅰだけでなく、本冊及び分冊Ⅱについても、その出版契約を解除することができるものと解するのが相当である。以上によれば、分冊Ⅰについては債務不履行解除に基づき、本冊及び分冊Ⅱについては、信頼関係の破壊を理由とする解除に基づき、被告会社が本件各書籍を出版する権原は、いずれも消滅したものと認められる。

(4) 出版等差止め等の可否について

被告会社は既に本件各書籍の出版権原を失っている。そうすると、被告会社が出版権原なく本件各書籍を出版する行為は、本件各書籍の著作者の複製権等を侵害するものと認められる。従って、原告X'は、亡Wから相続した原著作物に係る共有著作権に基づき、法28条、112条1項により、本件各書籍の出版の差止めを求めることができ(複製及び頒布の差止め)、一方、原告X4は、二次的著作物に係る著作権に基づき、法112条1項により、本冊及び分冊Ⅰの出版の差止めを求めることができると解するのが相当である。また、原告らは、法112条2項に基づき、その侵害の停止又は予防に必要な措置として、それぞれ出版差止めが可能な各書籍について、その書籍及び印刷用原版の廃棄を求めることができると解するのが相当である。

5. 解説

争点(1)においては、判決では、氏名表示権について、「書籍の著作者名は、その表紙及び奥付等に「著者」又は「著作者」などとして記載する方法によって表示されるのが一般的である」と認定している。もっとも、今回、本冊及び分冊の表紙や前付等を調べるに当たり検索した国会図書館のデータベースにおいても、本冊の著作者がW及びX4になっているのに対して、分冊Ⅰの著作者が被告Y3となっていることから、この判決は妥当

だったと思われる。

争点（２）については、Wの死亡後にX４が補訂を行った今回のケースは、共同著作物ではなく二次的著作物であると認定している。判決では、WとX４が共同で創作することを合意していないことをもって、共同創作性の要件を満たしていないとしている。

争点（３）（４）については、分冊Ⅰについて、債務不履行解除に基づき、出版権原を失っていると認定している。更に、本冊及び分冊Ⅱについても、分冊Ⅰについての債務不履行による信頼関係の破壊を理由とする解除に基づき、出版権原を失っていると認定している。賃貸借契約の判決で主に適用される信頼関係破壊の法理を、知財関係訴訟に適用した珍しい判決である。